


# 令和6年度処遇改善加算等計画書の届出期日と様式について

算定する …  算定しない … 

【ここからスタート】

令和6年4月  
または5月から  
旧3加算を算定



令和6年6月から  
新加算を算定



令和6年6月以降  
新加算を算定



届出不要



## 【届出書類】

○別紙様式 2-1～2-4

※別紙様式 6-1～6-2、あるいは、  
別紙様式 7-1 での届出が可能な  
場合もあり

○別紙様式 5 (該当する事業者のみ)

## 【届出期日】

令和6年4月15日(月) 必着

※円滑な書類審査のため、4月10日  
(水) までの提出にご協力願います。

## 【届出書類】

○別紙様式 2-1～2-2

※別紙様式 6-1～6-2 での届出が  
可能な場合もあり

○別紙様式 5 (該当する事業者のみ)

## 【届出期日】

令和6年4月15日(月) 必着

※円滑な書類審査のため、4月10日  
(水) までの提出にご協力願います。

## 【届出書類】

○様式 2-1、2-3、2-4

※別紙様式 6-1～6-2、あるいは、  
別紙様式 7-1 での届出が可能な  
場合もあり

○別紙様式 4

○別紙様式 5 (該当する事業者のみ)

○様式第5号 (変更届出書) 【者】

○様式第5-2号 (変更届出書) 【児】

○別紙 1 (体制等状況一覧表)

## 【届出期日】

算定開始月の前々月末日 必着

(例：7月から算定の場合、5月末まで)

※土日祝の場合は、直前の開庁日

## 《補足説明》

○別紙様式 5 (特別な事情に係る届出書)

⇒対象職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合のみ提出。

○別紙様式 6-1、6-2 (処遇改善計画書【小規模事業所用】)

⇒一括で申請する事業所のサービスが10サービス以下の事業者の場合、この様式での提出も可。

○別紙様式 7-1 (処遇改善計画書【加算未算定事業所用】)

⇒令和5年度に旧3加算を算定しておらず、令和6年度から新規に処遇改善加算を算定する場合、  
6月以降、新加算ⅢまたはⅣを算定する場合、この様式での提出も可。